

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
役員、評議員及び評議員選任・解任委員選出規程

昭和 35 年 4 月 1 日制定
平成 8 年 4 月 1 日一部改正
平成 10 年 12 月 22 日一部改正
平成 14 年 3 月 27 日一部改正
平成 18 年 3 月 27 日一部改正
平成 19 年 5 月 28 日一部改正
平成 21 年 5 月 25 日一部改正
平成 21 年 9 月 30 日一部改正
平成 22 年 6 月 25 日一部改正
平成 23 年 3 月 28 日一部改正
平成 28 年 5 月 26 日一部改正
平成 28 年 12 月 22 日一部改正
令和 6 年 12 月 11 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の選出の区分について必要な事項を定めるものとする。

(役員、評議員及び評議員選任・解任委員の選任)

第 2 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の選出基準は、次のとおりとする。

(役員、評議員及び評議員選任・解任委員選出基準)

	役員 (理事)		役員 (監事)		評議員		評議員 選任・解任委員
1	自治会連合会	1	福祉事務所	1	自治会連合会	1	自治会連合会
2	男女共同参画関連団体	2	識見を有する者	2	自治会連合会	2	民生委員
3	商工会			3	男女共同参画関連団体		・児童委員協議会
4	民生委員 ・児童委員協議会			4	商工会	3	識見を有する者
5	社会福祉法人施設長			5	民生委員 ・児童委員協議会	4	監事
6	身体障がい関係団体			6	民生委員 ・児童委員協議会	5	事務局員
7	シニアクラブ連合会			7	社会福祉法人役職者		
8	福祉ボランティア 連絡協議会			8	保護司会		
9	医師会			9	身体障がい関係団体		
10	議会議員経験者			10	母子寡婦福祉会		
11	行政関係経験者			11	シニアクラブ連合会		
12	識見を有する者			12	知的障がい関係団体		
				13	精神障がい関係団体		
				14	福祉ボランティア 連絡協議会		
				15	教育委員会		
				16	中学校校長会		
				17	小学校校長会		
				18	幼稚園・保育所長会		
				19	薬剤師会		
				20	市議会		
				21	市議会		
				22	市議会		
				23	市議会		
				24	社会福祉関係経験者		
				25	識見を有する者		
	12名		2名		25名		5名

附 則

- 1 この規程は、昭和35年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年12月22日から施行し、平成11年 1月 1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 5月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 9月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 6月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。